

**死亡事故撲滅！
安全囲いを使いましょう。**

昨年1年間で空気充てん作業中に25件の事故が発生しています。その内、重軽傷事故15件、死亡事故2件を起こしています。再度、空気充てん作業時の安全性を認識し安全作業を徹底しましょう。

◆過去6年間で死亡事故が14件発生！

JATMAの調べでは、過去6年間で空気充てん作業中の事故が184件発生。その内、死亡事故は14件起きています。

事故原因をみると、「引きずり痕の見落とし」が103件(56%)を占めています。

空気充てん作業前のタイヤ確認と空気充てん作業時の「安全囲い」使用が不可欠です。

過去6年間の事故概要 ()内は2001年の件数

事故原因	被害状況	死亡	重・軽傷	被害無し	計
高压充てん		3	11(1)	5	19(1)
タイヤとホイールの誤組み		3	10	3	16
引きずり痕の見落とし (含むバンク修理、台の疲労)		3(1)	57(10)	43(6)	103(17)
不良リム		1	4(2)	1	6(2)
作業不適正		2(1)	8	5	15(1)
チューブかみ		1	3(1)	1	5(1)
原因不明、その他		1	11(1)	8(2)	20(3)
計		14(2)	104(15)	66(8)	184(25)

※JATMA調べ

[単位：件]

死亡事故件数

1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	計
2	4	4	2	0	2	14

◆安全囲いを使用していたケースはわずか5件！

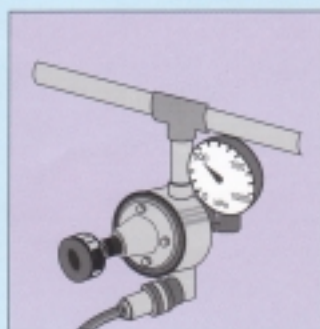
過去6年間に発生した事故184件中、「安全囲い」の設置が確認されたのは、わずか21件。

その内、「安全囲い」を使っていたのは5件という状況です。「安全囲い」を使用していた5件はすべて人的被害は発生していません。また、死亡事故14件はすべて「安全囲い」未使用でした。空気充てん作業は危険を伴う作業であることを、事業者、作業者の双方が再認識し、「安全囲い」の設置と使用を徹底することが必要です。

安全囲いの例



圧力調節弁(装置)の例



◆安全囲いの未設置は罰則の対象です！

- ① 作業者に対する特別教育の実施
- ② 安全囲いの設置
- ③ エアコンプレッサーの空気取出口への圧力調節弁(装置)の設置

上記の項目は労働安全衛生法、労働安全衛生規則で事業者に対し、義務付けられています。

この義務を怠った場合、労働安全衛生法により、罰則(6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金)が課せられます。

エアコンプレッサー圧力調節弁(装置)の最高調整空気圧

圧力調節弁(装置)はタイヤの使用空気圧に応じ、次表により正しく調整して下さい。

タイヤの使用空気圧区分	圧力調節弁(装置)の最高調整空気圧
400kPaまで	500kPa
400kPa超～600kPaまで	700kPa
600kPa超～1000kPa未満まで	1000kPa

特別教育の内容

学科教育

科目	範囲	時間
タイヤ及びその組込みに関する知識	自動車(2輪自動車を除く。)用タイヤ(以下「タイヤ」という。)の種類及び構造 タイヤのリムへの組込み及びその状況の点検の方法	2時間
タイヤの空気充てん作業に関する知識	圧力調節装置の種類、構造及び取扱いの方法 空気圧縮機を用いたタイヤに空気を充てんする方法 安全囲い等の使用方法	2時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間

実技教育

科目	範囲	時間
タイヤの組込み	タイヤのリムへの組込み及びその状況の点検	2時間
タイヤの空気充てん	圧力調節装置の操作 空気圧縮機を用いたタイヤへの空気の充てん	2時間

※労働安全衛生規則第38条により、事業者は特別教育の記録を作成し、これを3年間保存しなければならない。